| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑵　負ののれん発生益 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑶　その他 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 特別利益合計 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| Ⅶ　特別損失 | | | | | | |
| ⑴　固定資産売却損 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑵　減損損失 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑶　災害による損失 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑷　その他 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 特別損失合計 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| その他事業利益（又は損失） | ×××　| | ×××　| | ×××　| |

3—②　製造原価報告書（預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業））

（単位：円、%）

| 期間／種別／科目 | 第　期（前々事業年度）（自平成　年　月　日 至平成　年　月　日） | | 第　期（前事業年度）（自平成　年　月　日 至平成　年　月　日） | | 第　期（当事業年度）（自平成　年　月　日 至平成　年　月　日） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 | 金　額 | 構成比 |
| Ⅰ　材料費 | | | | | | |
| ⑴　材料期首たな卸高 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑵　当期材料仕入高 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑶　材料期末たな卸高 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 材料費合計 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| Ⅱ　労務費 | | | | | | |
| ⑴　・・・・・ | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑵　・・・・・ | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 労務費合計 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| Ⅲ　経　費 | | | | | | |
| ⑴　・・・・・ | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| ⑵　・・・・・ | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 経　費合計 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 当期総製造費用 | ×××　| 100.0 | ×××　| 100.0 | ×××　| 100.0 |
| 仕掛品期首たな卸高 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 合　計 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 仕掛品期末たな卸高 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |
| 当期製品製造原価 | ×××　| | ×××　| | ×××　| |

（記載上の注意）

第1　一般的事項

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること（株式会社以外の者は、上記様式に準じて作成すること。）。

2　最近3事業年度（当事業年度の前2事業年度及び当事業年度。事業年度が6月の者は、最近6事業年度）について記載すること。ただし、事業年度経過後3月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度を当事業年度として記載することができる（この様式において、以下同じ。）。また、6事業年度について記載する場合には、連続する3事業年度ごとに分けて記載することができる。

3　損益の状況を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

4　「販売費及び一般管理費」の「その他」のうち、同一種類の費用でその金額が「販売費及び一般管理費」の合計額の100分の5を超えるもの、並びに「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」及び「特別損失」の「その他」のうち、同一種類の費用又は収益でその金額がその属する表示区分の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれの費用又は収益の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。

5　「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

6　「構成比」の欄には、損益計算書には科目ごとに売上高を100としたものを、製造原価報告書には科目ごとに当期総製造費用を100としたものを記載することとし、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

第2　個別事項

1—①　損益計算書（全事業）

通常の決算手続を経て確定した損益計算書の内容を記載すること。

1—②　製造原価報告書（全事業）

⑴　通常の決算手続を経て確定した製造原価報告書の内容を記載すること。

⑵　「Ⅱ　労務費」及び「Ⅲ　経　費」に区分される費用については、費用の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。

2—①　損益計算書（預託等取引契約に係る事業（預託等事業））

⑴　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」（以下「預託等事業」という。）とは、法第2条に定める「預託等取引契約」に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う預託等取引業者の事業を総称したものをいう。なお、預託等事業には、当該預託等取引契約の目的とするために顧客に当該特定商品又は施設利用権を販売する（購入させる）取引が含まれる。

⑵　この損益計算書には、預託等事業のみを表示すること。